

第 30 回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2012年7月17日(火) 13:00～14:20
2. 場 所 中央合同庁舎4号館6階 643会議室
3. 出席者 原子力委員会
近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員、尾本委員
東京電力福島原子力発電所事故調査委員
野村元委員
内閣府
中村参事官、加藤調査員
4. 議 題
 - (1) 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(国会事故調)報告書について(元東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 委員 野村修也氏)
 - (2) アジア原子力協力フォーラム(FNCA)「原子力発電のための基盤整備に向けた取組に関する検討パネル」第4回会合の開催について
 - (3) その他
5. 配付資料
 - (1) 国会事故調 調査報告書【ダイジェスト版】(野村修也氏資料)
 - (2) アジア原子力協力フォーラム(FNCA)「原子力発電のための基盤整備に向けた取組に関する検討パネル」第4回会合の開催について
 - (3) ご意見・ご質問コーナーに寄せられたご意見ご質問(期間:平成24年6月28日～平成24年7月11日)
 - (4) 第23回原子力委員会定例会議議事録
 - (5) 第24回原子力委員会臨時会議議事録
6. 審議事項

(近藤委員長) それでは、第30回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日は、最初に、7月5日に東京電力福島原子力発電所に係る国会の事故調査委員会が報告書を公表されましたところですので、この事故調報告書の宛名人は国会なのですけれども、その内容は原子力の研究、開発及び利用に係る施策を企画、審議、決定するということを所掌しております私ども原子力委員会の職務を遂行するに当たって心しなければならぬことをたくさん含んでいるように思いましたので、本日は調査委員会の委員のお一人であられた中央大学法科大学院の野村修也教授にお越しいただき、調査内容について意見交換をさせていただくことをお願いしましたところ、先生にはご多用中のところお出でいただきました。まことにありがたく御礼申し上げます。

先生には冒頭15分ぐらい、これはこだわらないのですけれども、いつもこう申し上げますので、調査活動、その結果についてお話をちょうだいした後、今後の原子力政策の企画審議に当たって心すべきところなどについて委員との意見交換をさせていただければと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

(野村元委員) ただいまご紹介にあずかりました野村でございます。私はもうすでに委員の任を解かれておりますので、元委員ということで本日はご報告させていただきますけれども、個人の見解ではなく、当時委員でありましたときにまとめさせていただきました報告書について、委員会としての結論をお伝えさせていただきたいと考えております。

まず、お時間ちょうだいしましてありがとうございます。本日は私どもの報告書、大部であります、その概要をお手元の資料を使わせていただきながら、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、私どもの調査委員会をご案内のとおり国会のもとに設置されました。日本の歴史では国会が調査委員会を設けるのは今回初めてということでございまして、その役割は政府とは一線を画したところで、政府の行動も含めて第三者的な視点から調査、審議をするというところにあったかと考えております。もちろん東京電力とも距離を保った形で、一線を画しつつ、まさにどの関係者との間においても、独立した観点からの調査を進めさせていただくということが私どものミッションだったと理解しております。

法律上6カ月をめぐるということでありましたので、おおむね6カ月、若干数日6カ月を超えましたけれども、その間の調査を終了したということで、先般報告書をまとめさせていただいたところであります。その間限られた時間ではありましたが、述べ1,167名

の方からお話を伺い、またヒアリングの時間としては900時間を超える調査をさせていただいたところがございます。

さらには、もちろん東京電力福島第一原子力発電所はもちろんのことでありまして、第二原子力発電所、その他女川の発電所等々に対しましても現地視察をさせていただいたところがございます。さらには、現地の被災者の方々の声を伺うということで、3度にわたりましてタウンミーティングを公の形で実施をさせていただきました。そのほかアンケートも実施いたしまして、被災者の声を十分反映させたいという思いを貫いてきたところがございます。あとは、3回しかタウンミーティングはできませんでしたが、関連の市町村は12ございますので、委員が各市町村を回りまして、公開ではありませんが、被災者の方々や自治体の方々の声をくまなくお伺いするという機会を得たところがございます。

そのほか、海外視察といたしまして、チェルノブイリを含めて各国の国際機関等に行きまして、知見を得てきたところがございます。それらを踏まえて、最終的にはまとめさせていただいた報告書のダイジェスト版をきょうはお手元のほうにお配りをさせていただきました。

実は、お読みいただきますと、原子力委員会そのものに言及している部分は非常に限られております。先日、近藤委員長からもお話を伺った際に、委員会としての活動はされなかったと整理をしておられましたので、委員会としてというよりは近藤委員長、あるいはほかの委員の方々の個人的な活動として、発災後に幾つかの動きをされたということについて言及している部分がございます。

1つは、世にいう助言チームと言われている活動、後に最悪のシナリオなどとも呼ばれておりますけれども、そういったものをおつくりになったプロジェクトの話。それから、尾本委員が東電のOBでおられるということもあり、テクニカルサポートチームにご参加をされていたというようなことについて言及している部分がございます。

そのほかの部分につきましては明確に原子力委員会のお名前が表記されているところはないですが、今回の報告書全体を貫く問題意識としましては、原子力の推進という問題と、原子力の安全規制という問題をどのような形で調整していくべきだったのかという大きな問題提起をさせていただいておりまして、直接的には安全委員会、あるいは保安院が不十分な役割しか果たせなかったのではないのかという問題提起をさせていただいておりますが、他方においてやはり原子力を推進する側はもっぱら推進だけを述べていてよかったのかどうかという問題もあったかと問題意識としては持っているところがございます。そ

ういう意味では、原子力の安全利用を推進してこられた当委員会におきましても、私どもの問題提起をできますればご自身たちの委員会の問題として受け止めていただければありがたい、と考えているところでございます。

前置きはこれぐらいにいたしまして、調査の報告書の内容につきまして少しご説明をさせていただきます。まず私どもは問題意識といたしまして、お手元の資料では提言が先に来ておりますが、結論の要旨と書かれている部分をごらんいただければ幸いです。よろしいでしょうか。4ページ以下になるかと思えます。

ここにまず認識の共有化ということが書いてありますが、ここで申し上げておりますのは、今現時点においても事故は継続しているということを強調させていただいているところでございます。今原子炉建屋自体が破壊された状況のままで、燃料プールの中に燃料棒が入っているというような状況、非常に脆弱な状況のまま放置されているという状況がありますので、こういったようなことも含めて、事故はまだ継続しているという認識でございます。さらには、被災者の方々はあの日からまだ戻っておられないわけございまして、戻っておられなかった方が多数おられるわけでありますから、全く事故は終わっていないということを共通の認識とさせていただいたということでございます。

たまたま昨日福島にちょっと用事があって行ってまいりましたけれども、福島に行きますとやはり東京とはやや温度差があって、まだ被災されている方々がたくさんおられますので、やはりあそこは事故が終わってないということをみんな共有しているわけです。ただ、中でも若干少しずつ被災された方とされなかった方の間に距離が生まれてきているということをつらいとおっしゃっておられる方もおられました。しかし、東京に戻ってきますと、なお一層その距離が大きいわけございまして、ある意味では既に事故は過去のものとしてされている危険性があるということについて、警鐘を鳴らせていただいたわけでございます。

そういう意味で共通の認識を持った上で、今回の原因分析をさせていただいたわけですが、まず、事故の根源的原因という形で4ページ目左側のライン下のほうに書かせていただいたところから幾つかのパラグラフにまとめさせていただいております。こちらはここにも書きましたように、主たる原因は3. 1.1以前にあったとまとめさせていただいているところでございます。これは例えば2006年の耐震バックチェックの開始以降、耐震バックチェックというものが全くと言っていいほど実施されないまま遅れに遅れてきたということ、これがもしバックフィットという形で過去にさかのぼってきちっと規制を適用するというような形になっていけばまた違ったかもしれませんし、あるいはバックチェックと

いう形であったとしても監督当局がしっかりとその進捗を管理していれば、もっと早い段階で地震対策や津波対策というものが講じられた可能性があると考えられます。バックチェックの項目でも最終報告書の段階になりますと、津波についても一定の対策を講じるということになっていたかと思いますが、残念ながらそのような行為は福島原子力発電所では行われていなかったわけですし、他の原子炉においても不十分であるということでございます。

そのほか、津波対策の問題につきましては、同じ2006年にいわゆる溢水研究会というのが行われておりまして、これは大きな津波が来た場合には、全交流電源喪失になる可能性があるとか、あるいはさまざまな機器が浸水することによって、場合によっては炉心溶融も起こりかねないというようなことの警告が発せられていたわけですが、残念ながらそれに対しての対策を講じるということにはならなかったということが言えるかと思えます。

さらには少しさかのぼりますけれども、1993年には安全委員会のほうで全電源交流喪失についての危険性をどのように扱うのかということが議論されているときに、それは起こり得ないのだということで取りまとめがなされたわけでありまして、起こり得ないということの理由付けを事業者に作文させていたというようなことも問題として出てきたところでございます。

あるいは、B. 5. bに関しましても、保安院のところで情報が止まっておりまして、ほかのところにはB. 5. bに伴う安全対策の強化というものの知見が伝わらなかったというような問題等々さまざまな事柄をここでは列挙させていただいております。このように何度となく対策を講じるチャンスがあったにもかかわらず、それが先送りをされてしまったということについて、今回は根源的原因としてそれを挙げさせていただいているところでございます。

この部分につきまして、なぜそういうことが起こってしまったのかということが問題となるわけです。まさに人間の知見が及ばなかった、つまりそれはまず起こり得ないとしか考えようがなかったというのであれば、それは人知を超える部分ということがあったのかもしれないませんが、私どもが今回調査をしていく中では起こり得るかも知れないけれども、それをもし対策を講じるということになれば、電力事業者にとって原子炉を止めなければいけないとか、あるいは現在係争中の訴訟において主張していることと矛盾してしまうというようなことが議論されてきたということが非常に残念な問題として指摘させていただ

たところでございます。いわゆる電事連という連合体がございますけれども、そこでのさまざまな事前の打ち合わせが行われており、その理由づけについての申し合わせが現に行われていて、そしてそれがあたかも表の会議で初めて議論されているような形で、一言一句同じようなことが各委員のほうから出され、それを受けて取りまとめがなされるという経緯がやはり存在していたことは大変残念だと考えておりました、そこにやや人為的な先送りといったようなものがあったのではないかと考えていたところでございます。

この点につきましては政府当局のほうにももちろん大きな問題があるわけではありますが、私どもは今回やはり電力事業者が非常に強い力を持っているという状況の中で、専門性という点でも保安院に比べますとかなり力があるということから、規制当局に対して逆に規制されるほうの側が力を及ぼし、最終的には規制を骨抜きにするという、そういうメカニズムが働いていたのではないかと、それを仲介する役割として電事連というところが大きな機能を果たしたのではないかとということを確認に示させていただいたことで、人災という言葉にさせていただいたということでございます。

以上が、まず最初の根源的原因ということでございますが、次に本事故の直接的原因ということについての検証をさせていただきました。政府の事故調査委員会は今これから23日あたりに最終報告を出されると聞いておりますが、漏れ聞くところによりますと、地震の影響はなかったという結論であると聞いているところでございます。中間の報告でも地震の原因は認められない、証拠はないということで、もっぱら津波が原因であるということがまとめられているところでございます。東京電力の最終報告書もそのようにまとめられていたかと理解しております。

それに対しまして私どもは、なぜ原子炉を実際に見ることができないのにそんなに断定することができるのだろうかということに科学的な不信を持っているということでございます。まさに5号機を実測しましたというようなことは言われておりますが、5号機と1号機、2号機、3号機はまったく違う炉でありますから、5号機の様子を見て例えば1号機はこうだったのだろうと推測するのは非科学的でありますし、見られないという以上はそこには様々なことが起こっていた可能性があるためとまず考える必要があるだろうと思っております。

現実的には、例えば中越沖地震のときに柏崎刈羽のところで地震のみであれだけの影響が起こっているということはあるわけでございますし、さらには今回津波の影響を免れまして幾つかの原子炉を拝見しましても、地震によっての影響があったことは事実ということ

でございます。ですから、地震のみで例えば今回の炉心溶融の事故が起こったとは言えない、それは他の部分ではそういう事故は起こっておりませんから、地震のみではそれが起こったとは言えないかも知れません。しかし、今回の事故における原因として、原因が競合していたという可能性は十分考えられると思うわけありまして、そういう意味では、津波のみですべての問題を説明するというのは、現時点においては時期尚早なのではないかと考えているということです。したがって今後もしっかりと調査を続けるべきではないかと考えているわけでございます。

幾つかの例がございますが、確かに地震によってスクラムがちゃんと実施されまして炉は止まったわけでございますけれども、スクラムが起こった後に実は最も大きな地震動が来ているわけでありまして、スクラムができたからそれでよしとするのではなくて、その後の地震動によってどういう影響があったのかということもしっかりと検証するべきなのでありますが、その点についての検証は一切なされていないということでございます。

それから、1号機におきましては小規模なLOCAが起こっていたのではないかとということが疑われる事象がございます。確かに大規模なLOCAが起こっていたということはあり得なかったと思います。これは事故後の専門家の検証等によって大きな損傷があったと考えているわけではありませんが、小規模のLOCAでありましても数十時間たちますと、場合によっては炉心溶融にも至るような可能性というのがあるわけございまして、小さいからといって無視できないということでございます。

これらについての可能性としましては、ほかにも発災直後に出水を目撃したという目撃証言がございます。これは燃料プールから漏れてきたものではないと思うわけでありまして、そうだとすると地震の影響、まだ津波が来る前でありまして、出水が生じていたということは、何らかの損傷が炉の中で起こっていたということが考えられるのではないかと。あるいは1号機のSR弁が作動していなかったのではないかとというような問題も提起させていただいているところでございます。これはSR弁が動いておりますと音がするという事なのですが、1号機におきましては非常に静寂な状況の中にあつたというふうな証言が多数ありますので、SR弁が動いていなかったのではないかとというようなことが問題として見られているわけでございます。

それから、報道などでもちょっと出てきておりますけれども、政府事故調あるいは東京電力の事故調査報告書が設定しております津波の到達時点というのが1.5km離れたところでの時間ということになっておりますので、そこから実際に津波が到達するまでの間に

1分から2分間の時間差がございます。しかも津波がやってまいりましたのは、4号機、5号機のほうから1号機に向かって津波が移っていつているということもありますので、1号機自体に津波が影響を及ぼしたのは2分を超えるぐらいの時間差があるだろうというふうに見ているわけでございますが、そうだとすると、東京電力のほうで資料として提出しております1号機における電源機器等の、タービン等の機械の停止時刻というのは、まだ津波が到達していなかった時間ではないかと疑われる部分もあるわけございまして、そういう点ではやはり電源等に対する影響が津波以外のところでも生ずるということは、十分考えておく必要があるだろうと思っているわけでございます。

私どもは別にこれで何か絶対的な原因が地震だったのだというふうに主たる原因を逆転させようと考えているわけではありませんが、津波だけが原因だったと思考を止めてしまうことは危ないと考えているわけでありまして、やはりそこには地震だけでも電源の喪失に至るような危険性や小LOCAが起こるような危険性があるということはもう一度確認すべきではないかと思っているわけでございます。

再稼働との関係で申し上げますと、30項目のほかにいわれるストレステストというのがございますが、恐らく地震は今回ストレステストの中で地震対策を見ているということだと思っておりますけれども、ストレステストというのは、私が申し上げるのは専門家の前でちょっとはばかれますが、ストレッチしてどこまで我慢できるのかというような話だと思います。ストレッチをして相当程度我慢できるそういう人だとしても、内臓に疾患があるということはまた別次元の問題としてきちっと点検をし、確認をしなければいけない問題だと思いますので、そういう意味ではかねてからずっと推進してきた耐震バックチェックをしっかりと続けていくということをしなければ、ストレステストだけで地震対策は十分だと考えるのは、やや本末転倒なのではないのかと考えているところでございます。

次に、運転上の問題でございますが、運転上の問題につきましては、政府事故調の報告書によりますと、非常用復水器、ICの操作ミスというのが大きく取り上げられているところでございます。あるいはベントの遅れというのも人為的なミスではないのかというようなことが言われております。この点について私どもはICの操作等につきましては、今から考えればより合理的な操作の仕方もあったのかもしれませんが、あるいはベントだってやり方はもうちょっと工夫できたのかもしれませんが、私どもが調査した限りにおいては、例えばIC自体は早いうちに蒸気管に非凝縮性の水素ガスが充満していた可能性というものもあると考えておりますので、そのために自然循環がもう既に阻害されていたという点

から考えますと、人為的なミスというよりもいわば事故に伴ってI Cが操作できなかったという部分もあると考えております。

さらには、ベント等との関係におきましては、シビアアクシデント対策手順書の中で図面が整備されていたはずなのですけれども、この図面が非常に不備でございまして、この東京電力の図面が十分そろっていなかったという問題があるわけでございます。したがって、非常に見づらい状況の中で、しかもわかりにくい図面を手掛かりにベントを実施しておりましたので、そういう意味では人知を尽くしても難しい状況にあったのではないかと考えております。

したがって、現場作業員のミスという形でこの問題を矮小化してしまうことに対しては、私どもは是としないという考え方をとっているわけです。政府事故調の報告書は何となく現場作業員の事務的なミスというものを強調している面がございましたが、これは中間報告ですから最終報告どうなるかわかりませんが、私どもはそのような形で問題を、現場の作業員の方のせいにするのはいかなものかと考えたということでございます。

時間がありませんので先を少し急がせていただきますけれども、緊急時対応につきましては、これは簡単に申しますと、官邸のほうにも問題がありましたし、また東京電力のほうにも大きな問題があったとまとめさせていただいているところでございます。

まず、官邸のほうの問題点としましては、例えば緊急事態宣言、これはもう自動的に発すべきものと法律上は定まっていると思います。これは非常に簡単に申し上げれば、保安院のほうから上申書がきましたら右から左に直ちに緊急事態宣言を出して、そして被災地のほうに対する避難の勧告ができるような体制を整えるべきだったと理解しておりますが、ここに2時間以上の時間がかかったというのは、初動のところで非常に大きな問題があったと認識しております。

したがって、やむなく自治体のほうから避難の勧告が出るわけでございますけれども、一体何が原因なのかということをお被災者の方々が理解できない状況の中で、津波が来たことで避難をしているのだと思っておられる方が多かったということが言えると思います。緊急事態宣言が出ておると、これは要するに原子炉に今緊急事態が起こっているのだということが伝わる形になっておりますので、それができなかったことが住民の避難に対して大きな悪影響を及ぼしたと理解しております。後にもお話しますが、着の身着のまま、あるいは何度もむだな避難をされた方、あるいは線量の高いところに避難された方々というのがおられます。こんな形で長期の避難になるのであれば、本当に必要なものをもう少し

し持ってきたかったとって悔やんでおられる方がたくさんおられるということはよく考える必要があるのだらうと考えております。

それから、官邸のほうは、本来官邸の5階で対策をするのが正しかったのかどうかという問題があるかと思っております。法律の立てつけやマニュアルの中では、官邸の5階というのは存在しておりませんで、官邸の5階というものをつくってしまったことによって連絡系統が乱れたということを私たちは問題意識として持っております。

保安院のほうから連絡が上がってこなかったということがありますが、よくこういう役所の建物でも、私もかつて役所で非常勤職員をやった経験がありますけれども、例えば大臣室というのは上にございます。上にあっても毎日連絡には行きません。大臣室に行く方というのは限られた方であって、しかも必要な場合、さらに内部で練った上で大臣にご報告に行くという形になりますから、官邸の上に総理が引っ込んでしまわれますと、総理のところにはある程度情報を整理した上で届けようというそういうメンタリティが発生してしまうのは当たり前のわけでありまして、リアルタイムで情報が来ないということを怒られても、それは引っ込んでしまったほうに問題があるのではないかと私どもは考えているところでございます。

そのことから、総理ご自身が不信感を持たれたのだと思っておりますが、直接サイトのほうに連絡をする手段を開いてしまったということも大変な問題点だったと考えております。サイトのほうはかなり緊張感を持って、生命の危機を感じながら現場対応をしてこられたわけですね。よく吉田所長という方がヒーローにされておられますけれども、吉田所長はあそこの現場監督にすぎません。本当は炉の中に入って操作をしている方ですね、あるいは協会会社の方、がれきをかき分けながら実際にいろいろなルートをつくっておられる方々、この方々は被ばくされながら対応しているわけです。吉田さんは免震棟のほうにおられますからある意味では被ばくを免れていた。それでも現場司令塔としては命をかけておられたわけで、爆発の危機を感じていましたから大変だというのはあると思っておりますが、そういった本当に現場で命がけで対応しておられた東電の方々に対して、官邸が直接電話を入れて本当によかったのかという点が問題だと思っております。

必ずしも専門性のない、これは東京電力の報告書に記載されておりますけれども、後に参与になられた方の中で、原子力の専門家とは思われない方が非常に初歩的なご質問をされて、40分間ほどそれに対する対応をして現場のほうは混乱したというような事実はあるかと思っております。こういったようなことなどが1つの例として挙げられると思っておりますけれど

も、現場に対して官邸が直接指示を出す、あるいは問い合わせをするということが望ましかったのかどうかということの問題提起させていただいているところであります。

では、それは官邸のいわば勇み足なのかと言いますと、それはやはり東京電力本店というのは非常にまずい動きをしていたと思います。情報をきちっと伝えていませんから不信感が出るのは当たり前でありますし、例えば現場にそういった支障を来すようなルートが開かれているのであれば、むしろ自分たちのほうに連絡してほしいという形でブロックすべきだったかと思えますけれども、それを知りつつ放任しているというような状態もありました。中には官邸が言っているんだからとりあえず官邸の意向に従えという、全く理解できない指示も出されておりました。例えば海水注入を止めろとかそういったようなこと、あるいはベントを先行させると現場が決めているにもかかわらず、それを原子力安全委員会からの指示を優先させるというような形でとりあえずメンツを立てさせようとしたというようなところは全く理解できない状況だったと考えているところであります。そういう意味では東電の経営体質が招いた問題だということで、今回は東京電力が官邸の介入に対して自分たちの報告書の中では厳しく非難しておりますけれども、そういうことができる立場にはないと考えております。むしろそういった事態を招いたのは自分たちのほうに原因があるのだとまとめさせていただいているところでございます。

次に、被害の拡大の要因ということでございますけれども、この点につきましてはやはり被災住民の方々に対しての情報提供が十分ではなかったと考えております。これは東京電力もそうですし、官邸もそうなのですけれども、確定した段階の情報しか提供しないということになってしまいました。その結果、固まったときにはもう避難が始まっていたりとか、そういういわばタイムラグが生じてしましまして、着の身着のまま避難をされた方などが出てきてしまったということがあると思います。

それから、ここの避難の問題に関しましては、いわゆるPAZという考え方があると思うのですけれども、これを実は安全委員会のほうは導入しようと随分前から試みておられたと思います。これもまた釈迦に説法ですが、炉の状況によって同心円的にある程度の決められた手順に従って避難をどんどんさせていく。むだであったとしてもこの状況になったらここから3km地点、5km地点の人はまずはとにかく避難してくださいと、そういうのを練習しておくということをやっておけば、今回このPAZの第1段階だというようなことが住民の方にもわかって、状況がわかった形で避難できたと思うわけですけれども、よくわからないままの避難指示になってしまったということがあったかと思えます。

この点については大変残念なことでありますが、安全委員会のほうは国際的な動向の中から、いわゆるSPEEDIのようなものを使って予測して避難をさせるというのは事実上難しいという考え方をベースに、PAZの導入を早い段階から、2006年ごろから実施しようと考えておりましたが、当時保安院のほうから強い抵抗があつてこれを先送りしてしまったという事実があつたかと思えます。このあたりのところがもしできていれば、もっと早い段階から避難の訓練ができていたと思われるところでありまして、今から思えば大変残念だということでございます。

それから、今度は住民の被害状況でございますが、これは言うまでもありませんが、日本の国土の一部は今でも使えない状況に陥っております。これは日本国民全体の被害というふうに考えることができるかと思えます。さらには風評も生じております。そういったような中に加えて、もちろん被災者の方々は自分たちのふるさとに戻れないという状況になっています。さらに、健康被害を被っています。

これも大変残念なことではあるのですけれども、安定ヨウ素剤というものが十分活用できなかったという部分がございます。安定ヨウ素剤は本来国のほうからの指示が出るか、あるいは自治体ですから福島県の県知事が命令を出せば服用させることはできたわけですが、どちらの指示も出ませんでした。したがって、基礎自治体の方が独自の判断で、自分たちが副作用の危険を考えながらも、住民の安全を優先させて服用させた地域が4町村ということになっております。しかし、それ以外のところは渡したけれども、副作用の問題があるので、各自の判断でという住民判断に委ねざるを得なかったという部分があります。これにはご案内のとおり、小さな子どもの場合にはやはり砕いて飲ませなければいけないという問題もありますので、医師の介在、あるいは看護師の介在が必要になってくる場合もありますが、そういったようなことが十分配備されておりましたので、実際は服用が難しかったということもあるわけでございます。こういうことから、低線量の被ばくをされた方々がたくさんおられるということでございます。

さらに、今現時点においても低線量被ばくは続いているわけでございますが、このことに対して国のほうから、この低線量被ばくは安全なのか危険なのかということについての明確なメッセージは伝えられておりません。したがって、住民は非常に不安な状態に陥っております。専門家の中には意見は分かれています、私たちの報告書では急性障害については閾値がありますので一定程度の線量を浴びなければ急性障害は起こりませんが、低線量被ばくに関しては閾値はなく、基本的には浴びれば浴びるほど比例的に危険性が高ま

ると考えて、とりあえず対策をしっかりと講じるべきではないかというふうな立場をとらせていただいたところであります。

大事なことは、健康不安に陥っておられる方々に対して政府が例えば将来にわたっての健康管理について施策を講じて、法律をつくるなり何なりをして、それで健康管理が例えば無料でちゃんと受けられるようなそういう対策を講じていくということを提言させていただいているところでございます。

すみません、時間をかなり超過しましたが、こういったような観点から問題解決をどうすればいいのかということなのですが、今私どものほうとしましては、個人のだれかが、例えば当時の時の総理がどうだったと矮小化して議論するのではなくて、やはりこの構造的な問題として浮き彫りになったものを解決する方法というのを考えるべきだろうということから提言を幾つかさせていただきました。1つは事業者に対する提言、もう1つは規制当局に対する提言、そして法規制の問題解決の視点でございます。

事業者につきましてはやはり問題として経営体質、ここをしっかりと改めてもらおうと考えているところであります。これはリスクの考え方ですね、リスクマネジメントの基本的な考え方がややいびつでございまして、本来ならば原子炉に津波の危険性があるという話が出てきたら、普通はどういうことになるかという、もともと津波が起これば原子炉に大変な影響が及ぶということはわかっているわけですね。そうすると津波の可能性があるということは発生頻度が変わると、そう考えるべきだと思うのですけれども、どうもそういう発想は全くなく、発生頻度を変えるのではなくて、起こらないと、つまり発生頻度が変わったという認識を受け止めるのではなくて、発生しないという証拠を探しましょうという行動パターンになってしまうということでもあります。つまり、貞観津波というのが過去起こりましたという話が出てまいりましたが、本当に福島第一原発のところに貞観津波のようなものが起こった形跡があるのかということで、海底に潜って調査をするということのほうに時間を割いてしまうということでもあります。普通であれば津波が来たら電源がやられると言われているわけですから、電源の配置をちょっとまずは高いところに移したりとか、二重三重にバックアップ体制を整えるとか、そういったようなことをすることがあってしかるべきだったと思うわけではありますが、どうもそこで発想がおかしくなってしまうと思います。

残念なことに、実は電源が喪失した後、プラグがうまく合わなかったために電源が取れなかったという現象が起こりましたが、そんなことは事前に1回ぐらい練習しておけばわか

る話でありまして、お金のかかる問題でも全くないということでもあります。津波が来ないということの証拠集めに時間とお金をかけていたということは、やはり経営者としてどうなのかと思うわけです。

もし万が一来ないかもしれないといっても、できることがあるのではないかと考えて対策を講じるというごく普通のリスク管理の体制に変わっていただければ、この問題は解決できる部分があったのではないかと考えております。

それから、規制当局のほうであります、規制当局はやはり保安院におきましてはどうしても普通の役所の人事ローテーションでたまたま保安院長に当たったという方がたまたま2年間そこにおられるというような形になってしまっていました。これでは規制のほうで力弱く、いわば電力事業者のほうの意見を受け入れるということにならざるを得ないという部分があるかと思っておりますので、独立性や専門性を高めていただくといったようなことを考えてきたところであります。

それから、原子力法制に関しましては、現時点は災害の一般の法制の上に原子力災害の法制が乗っかっているという形になっていますが、原子力災害そのものの重要性というものを考えれば、法体系そのものに問題があったのではないかと考えられるわけでありまして、原子力災害を基本にすえた、その場合の安全性を第一にするような体系というものを、法律でも、もう一度作り直す必要があるのではないかと考えた次第でございます。

それらを踏まえまして、冒頭のほうに書きました提言、7つでございますが、これら、中身は後で読んでいただくとしたしまして、1つは、今回規制当局が非常に力が弱かったと、保安院の力が弱かったということで、新しくできます原子力規制委員会あるいは規制庁というものに対しても国会は監視を続けるべきだと考えたところでございます。

政治家の先生の中には国会を監視するということはおそらく政治的にプレッシャーをかけることになって望ましくないのではないかとおっしゃる方がいるわけでありまして、この監視というのは政策をいわば押し付けるという話ではなくて、実際にちゃんと動いているかどうかというものについての委員会でのヒアリングをやるということだと理解していただければと思っております。例えばNHKは独自にちゃんと経営をやっていますけれども、定期的に国会のところで報告をし、国会議員の質問を受けてちゃんと答えるというプロセスを経ることによって、世間一般の人たちにも情報が開示されるというそういう仕組みがありますが、それに類似したプロセスを想定しているということでございます。

次に、提言2は、政府の危機管理体制でございますけれども、先ほどお話をしましたよう

に、オンサイトの部分にまで官邸が口をさしはさむというのはいかがなものかと考えておりました、これはやはり専門領域でありますから、専門家のしっかりとした知見がそこに反映できるようにするというようなことを考えているところであります。

それに対してオフサイトの部分につきましては、これはさまざまな省庁を総動員してやらなければいけませんから、官邸がコーディネータとなって施策を講じていく。つまり住民避難などについての部分を官邸は責任を負うべきだと考えた次第でございます。

それから、被災住民に対する政府の対応は先ほど申し上げましたように、今後の健康管理等について政府がやはり責任を持つということ。被災者に対してきちっとした責任を持つ、あるいは除染についてもきちっとした政府が責任を持っているということを明確にして、将来の図式をきちっと示してほしいということを申し上げたところであります。

さらには、電力事業者につきましては民間企業ではありますが、原子力というものを担うという公益性を持った事業者であるとすれば、より一層監視を強めるべきではないかということで、東京電力におきましては例えば政府当局との接触につきましては接触報告等を行うなど、さまざまな健全性確保の政策を提言させていただいているところであります。あるいは東京電力のガバナンス体制を強化していただくことを求めているところでございます。

それから、新しい規制組織につきましては提言5であります、独立性、透明性、専門性、さらには一元化、自律性といったようなものを求めているところでございます。新しい規制委員会との関係で言いますと、事務局の部分のノーリターンルールが非常に骨抜きになっております。現在は附則の中で5年間であれば出入り自由となっておりますので、規制委員自体は独立性が担保されるような仕組みには見えますけれども、それを支える規制庁という事務局のほうは、例えば経産省から行っておられる方、この方は当面は親元に戻れるルールになっているのです。逃げ道は2つありまして、5年間はノーリターンルールの例外がございまして、自己都合等がありますと戻れるという形になっております。さらには、他省庁を経由していきますと将来的にも戻っていくことができます。直接に戻ることにはできませんけれども、間接的に戻ることができるというような仕組みになっておりますので、ノーリターンルールが働いておりません。ということは、やはり推進部門との間の切り分けが不十分ではないかと我々は考えておりますので、即刻例外なくノーリターンルールを導入すべきではないかといったようなこともここでは書かせていただいているところでございます。

法体系につきましては、先ほどの話とちょっと二重になりますけれども、一元的な法体系の再構築ということを申し上げさせていただきました。

そして最後に、私どもの調査はもう既に終了いたしましたけれども、まだまだ原子力災害は続いておりますので、このさらなる知見を踏まえた原因究明、さらには今後の対応等々も含めまして改めて独立した調査委員会等をつくっていただくことをお願いして、提言7にまとめさせていただいたところでございます。

かなり長い時間をちょうだいいたしました、それでも600ページを超えるものでございますので、簡単に説明をさせていただいたということで、以上にさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

(近藤委員長) 先生には、本当に大部なものを大変コンパクトに、しかしポイントを突いてご紹介いただきました。いろいろ所感を持つわけでございますが、とりあえず私からは、なお事故は続いているという認識、そして被災者の生活の回復なくして事故は終わらないという認識は私ども共有しているところでありまして、私どもの原子力政策の議論において絶えず第一の課題として被災者の生活の回復とか、それからオンサイト、オフサイトの取組の確実な推進ということに関係行政機関に求めてきているところでございます。

もう1つは、原子力委員会は推進一辺倒であったのではないかと、それが安全神話を生んだのではないかとと言われることがあるわけですが、原子力委員会は長期計画あるいは政策大綱におきましては、安全の確保を重要視すべきことを強調してきた。政策大綱においては取組の第1に安全の確保を取り上げて、関係者に安全文化の充実等の重要な行動指針を示しているのもその例です。しかし、安全委員会が原子力委員会から分離独立した経緯や残された我々の所掌事務の内容からすると、私どもが規制行政機関に対して効果的な発言ができたかという、安全委員会が存在して、安全行政と推進行政の分離が大事にされている社会にあっては、推進機関が安全行政の在り方に対してもの申すことに自制心を働かさざるを得ませんでした。今度成立した法律でも我々が安全についてものを申すときにはあらかじめ大臣に相談あるべしとなっています。これは言い訳になってしまうのですけれども、どうしたものかと絶えず思ってきたところではございます。ただ、原子力基本法が安全の確保を旨として原子力の研究、開発、利用を進めるとこれを前提条件にしているということを踏まえて、規制行政の実務には口を出さないとしつつ、基本的なことは発言してきましたし、これからも発言していきたいと思っております。ただ、その発言を効果あらしめるためにはどうしたらいいかということは、所掌事務の区分の観点から悩みであるというこ

とは率直に申し上げたいと思います。

どうぞ、鈴木代理から。

(鈴木委員長代理) どうもきょうはありがとうございました。報告書を読ませていただきまして、私も共有する提言がいっぱい書かれておりまして、大変本質を突いた包括的なご提言だと感銘を受けております。短い期間でやっていただいたと思うので大変だったと思うのですが。最後のところの提言につながるころなのですが、私から3つほどご質問させていただきたいのですが。

1つは、根源的原因のところ、「規制当局が電気事業のとりこになっていた」という表現があります。このところが実は新聞報道に出ましたけれども、英文では黒川委員長のお言葉で、「メイドインジャパン」という言葉になっていたと思う。英文のほうも読ませていただいたのですが、確かに英文のほうの本文のほうでも、これは安全の問題の根本的原因という話と同時に、より広い日本の組織文化と申しますかそういう内容が書かれているような気がします。実際に提言の中でも規制のリフォームだけではなくて、原子力にかかわるすべてのシステムについての改善を求めるという趣旨の提言がなされていますので、日本語の表現よりもやや広いのかなと。ここは実は原子力委員会にとっては非常に大きなところで、原子力委員会も最近電気事業者との関係が非常に問題視されて、今電力会社の方は事務局から帰っていただいたということがあるのですが。行政側の問題、これはもちろん今回の事故調査のあれとは対象外だと思うのですけれども、先ほどのところでちょっと指摘された、推進側としての、政策を立てる側としての電気事業者との関係ということについては、この中ではどれぐらい議論になったのかと。実際に提言されている中で原子力行政システム全体についても考えたほうがいいのかという示唆が英文ではあるような気がするのですが、日本文でもそれはどこかに含まれているのかどうかというところをまず第1点お聞きしたい。

それから、2点目は、危機管理対応なのですが、ここは原子力のオフサイト、オンサイトのところに絞って書かれている、これは責任分担ということで私も全く同意なのですけれども。例えば原子力だけではなくて、いわゆる日本全体の危機管理体制、安全保障問題も含めてですね、例えば災害なんかも含めてアメリカのような連邦危機管理庁などもつくったほうがいいのかというご提案もあるかと思っていたのですが、余り書かれていないということなのではのでしょうか。政府の危機管理体制については原子力のこと以外のことも議論されたかどうかというのが2番目です。

それから、3番目が、これはほとんど触れられていないことなのでちょっとお聞きしたかったのですけれども、核セキュリティ、これも事故調のひょっとしたら対象外なのかもしれませんが、使用済燃料の問題が特に大きいと思うのですが、これについての議論は余りなかったのでしょうか。

この3点だけお伺いしたい。いかがでしょうか。

(野村元委員) 最後のほうからお話しさせていただきますと、核セキュリティにつきましてはアウトオブミッションということです。私どもの報告書本編に9ページのところで、扱わない事象というのを幾つか列挙させていただいています。あれもこれもととはできませんでしたので、そこは扱わない事象とさせていただきました。

もちろんB. 5. bの話とか、あるいは今回の規制庁をつくるときに附則の中で安全保障についての話が出てくるといったようなこと等々はいろいろと漏れ聞いておりますし、私どもの中でも関心はもちろんありました。委員の中にも非常に強い関心があってそのことを調査された方もおられます。私たちもそのことを勉強もさせていただきました。ただ、報告書にまとめるまでには至らなかったということです。

今回は事故原因調査が中心でしたので、事実が見つかったものをどうあるべきかというよりは、こういう事実があったんだということを示させていただいているというところで少し取り扱わなかったと考えているところであります。

それから、1番目のところの原子力、いわゆるとりこの問題の背後に日本の文化、文化的な問題があるのか。あるいはもうちょっと言えば、もっと広い構造的な問題があるのかと言ったほうがいいのかもかもしれません。例えば、学会と原子力業界との関係とか、あるいは原子力業界とマスコミの関係とか、そういったのを広げていけばもっともっと大きな問題分析というのはできるだろうとっておりますし、そういう議論もたくさんさせていただきました。ただ、今回の事故との関係でいけば、やはりだんだん原因としてはリモートになっていくわけでありまして、間接的な影響ということになると思っております。

したがって、今回はやはり直接的な原因と、その規制が緩んだという部分にむしろフォーカスをしました。ジャーナリスティックな著作などを見ますと、そういう外の側のほうがややおもしろおかしく書きやすいので、そういうことがたくさん書かれておりますけれども、私どもはむしろその真ん中の部分にあった今回の事故に一番近い原因のところをかえって使い古された例えば原子カムラとかというような言葉を避けて、そのど真ん中にある問題に肉薄したいと考えて今回そこを中心に報告をさせていただいたわけです。

ただ、これは実はメイドインジャパンの問題というのは委員長のご自身の最初の委員長メッセージのところに載っているわけでありまして、ではその根幹にあるいわゆるこの規制のとりこというのを、ではそれを認識して規制のとりこになっていたのだからとりこになるのをやめましょうねと言って直るのかというと、これを直す方法というのは私たち日本人一人一人が考えれば、結局日本人そのものの生き方に帰着するのだと思うのです。どこにでもある話だと思うのです。例えば今、巷間で話題になっていますいじめの問題だって同じような問題があるわけですし、なぜあれがしっかり調査されないのかといったことにもいろいろな問題は同じようなことがあると思うのです。そこにあらわれている日本全体の問題というものについてももう一度一人一人が考えるべきだというのは、委員長ご自身としてのメッセージだと私どもは理解していますし、それ自身は決しておかしなことを言っているとは思っておりません。

よく外国人の方の中に日本の問題にしてしまったら外国では起こらないのかと言う人がいるのですが、それはおかしなわけでありまして。規制のとりこは世界共通の問題でありますので、その背後原因が日本の問題があるとしても外国でもとりこの関係は当然起こるわけです。日本の問題だとまとめること自体に私自身は個人的には余り違和感はありませんけれども、今回はそういうような形のことをファクトを積み上げて議論したわけではありませんで、委員長のメッセージ以外のところでは言及をしなかったということでございます。

2番目をもう一度お願いいたします。

(鈴木委員長代理) 危機管理の点です。

(野村元委員) 政府全体の危機管理というのはシナリオとしてはもちろん考えられますが、私どもは一般に日本社会の危機管理についての政策提言を求められたわけではありませんで、少なくともこの原子力に関してはこのような形でということをお話しましたが、それを踏まえて政府全体がどのようなシナリオを書くのか、あるいはグランドデザインを描くのかということについては、これは今後の政府のご検討ということになるのだと考えております。

それから、最初に近藤委員長のお話があったのですが、これもちょっと私の個人的な考えとして申し上げさせていただければ、確かに安全のことも皆さん方のお仕事の中にもあったのだとすれば、保安院が余りにもていたらかな状態だということは見えておられたのではないかなと思うのです。そこをやはりそういうような状況では推進はできないという

論理もあったのではないかと思います。やはりこんなようになっていたらくな人たちに任せるのであれば推進なんかできないと言っていたら、場合によってはそこがもっと早い段階で改革されたかもしれません。あるいはプルサーマルの問題につきましても、今回福島に導入するときにプルサーマル交付金というのが出ているわけですね。これも私どもの委員会でも実証させていただきましたが、1年たつごとに5億円減っていったという仕組みなわけです。これはやはり地元の人たちの気持ちを逆なでするわけです。こういう形でもし皆さん方が本来の核燃料サイクルの推進をお考えになっておられて、そしてそれが正しい道だと信じておられて、MOX燃料と「もんじゅ」がうまくいかないときには大変重要な施策だと本当にお感じになっておられたのだとすれば、そんなやや卑劣な手段を用いなくたって説得すべきなのだと思います。それが何ともいかがわしい手段を使われているということは、推進を担っておられる皆さん方にとってみると気持ち悪いのではないかと思います。自信を持ってやっておられることに対してそんな形でやるなよと、もっときちっと説明をしてきちっと説得をする、時間がかかってもやれるものはあるだろうと。あるいは短期間にちゃんと説明をすべきだろうということをしていただくチャンスはあったのではないかと思います。

さらには、このプルサーマルの例えば3号機導入の際には、福島県の中には県知事は原子力安全委員会にもダブルチェックをしてもらうべきだと言ったのですが、この点についてはそれをさせると大変なことになるからということで、それを阻止する会議が開かれているわけです。それで、結局ダブルチェックは回避されたわけです。その会議は保安院ではなく資源エネルギー庁の会議です。ということは、やはり推進側の会議ですね。となれば、推進の側のほうにそういった形でのゆがみが生じていたことは間違いありませんので、そうだとすれば皆さん方も見ておくべきだったのではないかと思いますところが幾つかあります。

ですから、調査権と勧告権をお持ちだということであれば、やはりそれを使うべきだったのではないかと私は個人的には思っているところはございます。

(近藤委員長) では、秋庭委員。

(秋庭委員) 今の件については、委員長から何かコメントしなくても大丈夫ですか。

(近藤委員長) そういう見方をされるとそういうこともできたかなと思うところもありますので、貴重なご意見を承ったということにさせていただければと思います。福島県知事には策定会議にもおいでいただき、エネルギー政策の決定の在り方や規制機関の行政委員会化

についてご意見を頂戴したところです。が、県との間では主としては、安全確保の観点からの議論も含めて、そういう行政の在り方に係る甲論乙駁であったと記憶しています。そうした経緯の中でこう総括すれば良かったかとかここでディスカスするつもりはありません。重要な指摘をいただいたと理解させていただいています。どうぞ。

(秋庭委員) 重要なお指摘を本当にありがとうございました。私たちにとっても緊急体制の中に入っていないといえども、やはりしっかりその原子力行政の一員としてしっかり反省すべきことは反省し、次に二度とこのようなことがないように考えていくべきだと思っています。

そして、今本当に的確にご説明いただきまして、ありがとうございました。私は委員になる前にも浜通りの方々と個人的にも交流しておりましたので、本当に避難なさった方たちのご苦勞を思うと、今でもこうやっていることが申しわけないようなそんなような気持ちでいます。

それで、2点お話を伺わせていただきたいと思います。1点は、事故は今でも続いているという言葉は本当にそのとおりだと思っています。先日も私どもがいわき市でご意見を聴く会を開きましたが、そのときも住民の皆様からいろいろな指摘をいただきまして、私どもはもっと深くそれに対して対応していかなければならないと受け止めております。このときは今後の廃炉についての中長期的な取組についてをテーマにさせていただきましたが、やはり住民の皆様は今後の廃炉について大変ご心配になっています。

そこで、報告書ダイジェスト版の10ページにこの国会事故調で扱わなかった事項が記載されていますが、9番目に事故後の原子炉の状況の把握及び廃炉のプロセスに関する事項があります。この項目を扱わなかったということと事故は今でも続いている言葉とちょっと矛盾するような気がするのですが、なぜこれを扱わなかったのか、ご説明お願いしたいと思います。

もう1つは、そのことと関連しますが、今後この事故調査委員会は解散ということになっておりますが、提言の中でも引き続き国会に調査委員会を設けてしっかりと監視すべきだということが提言されています。これについても今後の独立した調査委員会はかくあるべしということを多分いろいろ議論なさったと思いますので、もう少し具体的にご説明いただけるとありがたいです。よろしく申し上げます。

(野村元委員) ありがとうございます。廃炉のプロセスにつきましては非常に重要な問題だということは認識しております。ただ、私どもは要するに、今の時点から3.11、それか

ら、3. 1 1 以前という、どちらかというベクトルは後ろのほうに向かってこの日本で何が起こったのかということのを正確に把握し、そこから出てくる政策提言に重点を置かせていただいたわけです。廃炉につきましてはこれから将来に向かってどうやってプロセスを描いていくのかという将来的な政策提言という部分もあろうかと思いましたが、ここはちょっと切り分けをさせていただきました。ただ、廃炉のプロセスというのを考える上で、事故がどうして起こったのかということのを理解しておくことは、それ自体このプロセスを考える上の材料になるだろうとは思っておりますので、まさにこの提言を踏まえていただいて今後のプロセスを考えていただければと思います。

例えば規制のとりこというのがありますけれども、廃炉もやはりその廃炉のプロセス自体がとりこになってしまうという部分があるわけですから、やはりそこは非常に重要な問題があると思います。

それから、ここ何度も出てまいります、どうしても電力事業者は一たんつくって稼働させている原子炉をとにかく稼働させ続けることにものすごい力を注いでいるわけです。問題があったとしても止めないということが何より大事だと考えます。これが場合によっては経営的にそこを止めてしまうと大変だという問題もあり、なるべく止まらない方向で問題を解決していこうとなっていく。そして、この廃炉のプロセスの中でもやはり既設炉のことを考えながら廃炉を考えるということになりはしないかということのをちょっと危惧しているところがありますので、ぜひ廃炉そのものの本来のあるべき姿というのをきちっと考えていただくことが必要かと私は思っております。

それをやれなかったのはまさに最初のところでベクトルが違ったからと整理をさせていただきました。それから、あれもこれもとやっけてしまいますと、総花的になってしまうということがあります。

それから、だからこそ今後もテーマを新たに設定して調査審議をするような独立した委員会を持ってほしいと考えているわけです。ですから、私どもは最初に法律で事故原因を調査しろと決められていますからそれだけをやっているわけですが、例えばさらなる事故原因を調査するチームがあってもいいと思いますけれども、今、先生ご指摘のような廃炉のプロセスを考える独立した調査委員会というのは国会の中にもあってもいいというふうにも思いますし、それは国会が今後どういうテーマで何を検討していってもらおうのかということによってつくっていってもらおうものかと考えているところです。

(近藤委員長) 尾本委員。

(尾本委員) 短期間のうちに非常によく調査されて感銘を受けております。私からは3点ほど聞きたいことがあるのですが。まず第1は、法律、規制を中心とした法体系の件ですが、政治からの独立だとか基本法のあり方、原災法のあり方等々についてかなり具体的な提言がされているところです。残念ながらと言うべきかどうかわかりませんが、この報告が出たのが7月5日で、法律は6月20日。見るところ、いろいろな重要な要素が反映されているように見えるのですが、しかし完全ではない。その部分についてどうもなぜこうなったのだろうというのが私のみならず多くの人を感じると思うのです。これについてどのような事情があったのか。どのような働きかけをされて、しかしこうなってしまったということなのかをまず聞きたいと思います。

それから2つ目は、報告を読んでみると、委員長の英文の見解があり、日本文の見解があり、かつ本文があり、その間にそこその差異があって、特に委員長の英文で言われたことが、先ほどちょっと鈴木委員からの質問に答えた形で言われて、かなりのところ共有されているように見えますが、一体どのようにいわゆる日本固有の文化の影響みたいなことについてどのように中で議論がされていたのでしょうかということが2つ目の質問。

それから最後に、私はこの事故情報を国際的にもアーカイブについてやや関与している所があります。さまざまな事故調査委員会があつて、さまざまなヒアリングをしている、あるいは情報、あるいは図書を集めている、その結果が一体どうなってしまうのか。どうなっているかというのは、もう事故調は解散しているわけですね。これは国会図書館にそのままいくのかどうなのか。これは実は事故調の事務局の方に私お尋ねしたのですが、答えがなくて、どう扱われるかということについて関心があります。それが3点目の質問です。

(野村元委員) まず、また委員長の話、真ん中ですが、これ私は非常に不可解なのは、委員長がおっしゃっておられることは多くの日本人はそうだと思っているのではないかと思うのです。というのは、具体例が、例えば終身雇用が悪いみたいなことを書かれた部分について言えば、では終身雇用を直せば今回の事故はなかったのかと、そういういわば揚げ足取り的な形の批判を招くような言い方をしていますけれども、私たち日本人がやはり声をあげずにきたものというのがあったのではないかということは、もうほとんどの日本人の方はそう思っていると思うのですね。

つまり簡単に言えば、この事件は日本人全員が反省すべきことなのですよということをただ言ったと考えれば、私はこの報告書を受けて、すべての組織が、書かれていようと書か

れていまいと、反省すべきことはなかったのかということ点を点検するという作業に移るべきものなのだと思うのです。

それを言っているのだとご理解いただければ、では原子力委員会は考えなくてもいいのかということはないわけですね。私どもは日本人なので、日本人全員がこれを許してきたのではないのか、あるいは日本人自身がやはりこれまでの中でこういうことを自分の周りでもやってこなかったのかということをお問われていたら、だれ一人として胸を張って私はやってきませんでしたということを言える人はいないと思うのです。そうだとすれば、この事故報告書を踏まえて原子力にかかわった人すべては書いてあろうと書いてなからうと、当然のごとく反省すべきものだと私は思っています。それを委員長は言っているのだから、そのことが耳障りな方が批判しておられるのだらうと、逆に言えばですね、思っております。

それから、国会の法律の順番の問題でございますけれども、この国会の法律の順番の問題は私どもは国会議員ではありませんから、それはどうしようもない、いかんともしがたい審議のプロセスの中で、結局私たちの報告を待っていただけなかったということになります。ただ、私は法律家ですから基本的に申し上げたいのは、これは法律にちゃんと提言をしろと命じているわけですね、国会が私たちに対して。つまり規制のあり方について提言をしろと言われていたということは、それは法律の命令ですから法律で命じた人たちは当然その命令が順守されることを相手方にも求めますし、自分たちのほうもそれを前提として行動するということになるはずですね。ところが、国会の中での審議は国会議員自身がその矛盾する行動をとってしまったということになるということから、まず第一義的には私は国会議員の方々に、今回この初めてやった調査委員会、これに対する覚悟がなかったのだと思います。これはやはり初めてやったのですけれども、賛成して、全員一致です。私どもも委員としてすべての方々から一致をして委員に任命していただきましたが、よくわからないまま投票された国会議員の方も多くおられたのではないかと思います。ですから、いざとなってみると、ああいうのをやっているけれども、あれは別に聞かなくてもいいんだよねと思ったということもあると思います。

それから、政府のほうは私たちの事故調査委員会の報告書は国会のやっていることだから政府が聞くべきなのは政府の調査委員会だと言っていますが、これはもう明らかに間違いで、三権分立というのはそういうものではありません。これはチェックアンドバランスこそが三権分立ですから、当然のごとくチェックを受ける立場でありますので、事故調査報

告書よりは第三者調査報告書のほうに耳を傾けるべきだと私は考えております。そういう意味では政府の政策も提案している政府自身も非常に不可思議だと思います。

実際それに対して私どもは委員会の中でいかんともしがたい状況ではありましたが、前倒しで論点整理と称してその審議の前に前倒しでその規制委員会に関するメッセージは送っております。独立性や専門性について私たちは書くぞということを送っておりますので、それ自身について当然取り入れていただけるものと信じていたということでもあります。ただ、実際のところ、先ほどノーリターンルールのお話を申し上げましたが、このノーリターンルールというのが骨抜きになっていたのでは、事務局が完全に推進機関と一体化してしまうということに私はなるだろうと思っております。

ちょっと手前みそで恐縮ですが、1998年にちょうどこの建物の12階に金融監督庁というのができたときに初日から4年間金融監督庁の参事というのをやっております、そのとき金融監督庁ができたときはあの大蔵省の不祥事の直後です。そのとき法律の中にノーリターンルールが書き込まれました。例外はありませんでした。その後実は骨抜きになるわけなのですが、当初はノーリターンルールがあったために、役所の方々はものすごいそれに対して強い思いを持って、もう二度と帰れないのだと、だからこの役所に骨をうずめるのだから、この役所でくさらずに、元大蔵官僚と言われていた自分たちのプライドを金融監督庁職員となってしまったものの、この役所を日本一の役所にして大蔵省を見返すのだという思いがあったのです。こういうような思いが今度の役所の中の事務局の方に起こるのかどうかということは、それは大変危惧しているわけでありまして、その点についてはぜひ附則の改正という形で受け入れていただきたいと、個人的には思っております。

すみません、きょうは個人的なことは言わないと言っていましたが、随分申し上げてしまいました。申しわけございません。

それから、私どもがヒアリングをした資料等についての保管状況に関しましては、やはり初めてのことでルールがありません。ただ、情報公開法の適用の対象外でありますので、外部の人の目に触れるということには今のところはなりません、重要なのはきちっと保管をすることです。そうでなければ例えば国会なのだからといって国会議員の方が好き勝手に見に来たりとかそういうようなことが許されるような環境になりますと、それはやはり望ましいことではありませんので、やはり保管の状況については今事務局で整理をしてルールをつくっていくこととなります。国会の事務局の方と国会議長の方、それか

ら今回の委員会を設置するに当たっての委員会、協議会と言っていますが、その先生方ともよく話し合った上で、保管状況や廃棄の状況等についてはきちっとルールをつくって保管したいと考えております。

(近藤委員長) 最後に1つだけ、わたしの独断と偏見を聞いてください。規制のとりこというか、情報の非対称性を根本的な原因として提起されたのは非常に大事だと思うのですが、かなり長くこの分野に身を置いてきたものとして振り返ってみると、それぞれの専門家も組織も結局は人間であり、急いで言えば人間というのは絶えずエフィシェンシー、いわゆる効率性と完全性のトレードオフで苦しみながら決定をしているわけです。組織でもあれ、個人でもあれ、常にそういう立場に置かれている中で、どっちに振り子が振れるかという、チャレンジャーの打ち上げ決定において指摘された組織論的な力学もあるけれども、私はエンジニアというかサイエンティストを信じる面が強すぎるからかもしれません、最後はやはりエビデンスの強さでバランスが決まってくると思うのです。

それで、申し上げたいのは、例えばB. 5. bの問題がそう、典型的かもしれない、これは米国人は、いや、あれは実は俺たちサリン事件を見て、やはり起こるとは思えないけれども、考えられるものについては考えなくちゃいかん、対策を考えなきゃいけない、そう頭を切り替えたのだと、9. 11には間に合わなかったけれども、そうよく言うわけですよね。だけれども、サリン事件というのは東京で起きたのです。そのときに我々の社会はこのエビデンスを前に、どうしてそういう問題意識を持てなかったか。振り子が危機に傾斜しなかったのか、これは組織論力学の問題なのか、それとも危機のエビデンスとして普遍化して見る感覚が鈍いというか、そうだとしたら、危機に関するセンシティブティが両国で違っていたのか。それをいまだ私は正しく理解できていないのです。

それからもう1つは、津波の問題、おっしゃるように、2000年代になってからのエビデンスを探してフォローしていくと報告が指摘するようにポンポンと点が打てるのですが、少なくとも私が大学で80年代に津波の論文を探してみた限りにおいては、三陸の津波は有名だけれども、福島に大きな津波はないというペーパーしかなかった。たしか、日本海中部地震で奥尻島においてあれだけの津波を人々が経験して、日本の社会は、それこそ国会がというべきか、津波研究にどっとお金をつけたかという、どうもそうでもない。つきはじめてはいるけれどもやはり、スマトラ沖地震あたりからですね、津波に対する研究費がふえてきたのは。だから、報告書が取り上げている期間の最後のほうにはたくさんの点が出てきているということになっていると思うのです。

これもまたやはり、レアであるけれども考えれば起こり得る事象に対して、社会が投資できなかった、つまり、効率性と完全性のバランスの振り子が完全性のほうに、というか津波による被害の発生を防止するために努力を傾けることに社会が投資するに至らなかった、これはなぜか、なぜ、これが強いエビデンスにならなかったのか、一義的には科学界の判断の問題として探索すべきではと私は思うのですけれども。いや、それは結局規制のとりこのゆえなのだとおっしゃられるのか、私としては別の切り口の探索が必要のように思うのですけれども、ということについての議論はなかったのかということをお教えいただきたいと思います。

(野村元委員) まさにエビデンスが重要だとおっしゃるのはそのとおりだと思います。結局何が問題だったかということ、今の委員長のお言葉を一言でまとめさせていただければ、想定力が足りなかったということになるのだと思うのです。要するに日本人の事象に対する想定力、サリンが日本で起こったのに、それが原子力と結びついて考えられなかった、想定力というか物の考え方が乏しかったということになるのだと思うのです。しかし、考えた人がたくさんいたという事実は私たちが調べた中にありました。ですから、それは届かなかったということがエビデンスとして多かったので、なぜ届かなかったのだろうかという話をさせていただいたわけです。

つまり、想定できなかった方もいると思います。それは日本人の中にもできた人、できなかった人がいると思いますが、B. 5. bに関しては電力事業者の中でも技術者の方の中でB. 5. bに対応してアメリカの炉が少しずつ強化されているというのを、現場に出張した人たちが拾ってきています。何でこういうことになっているのだということを中心に調べていますし、これは何かがあるに違いないということで相当現地の人に指示を出して調べさせている人たちもいるわけですね。それがやはり日本の組織の中で、下のほうの技術者の方々の中にそういう声が上がってきているのに吸い上げられなかったという部分もあるかと思います。

では、経営のレベルでなぜ吸い上げられなかったのかということを考えていくと、そこにはやはりそれをリスクとしては考えないというブロックが大きく存在していたと私どもは認識したということです。日本人の多くの方が想定できなかったということでもとめるほど気づかなかった人が少なかったわけではないというのが今回まとめさせていただいたエビデンスということでございます。

(近藤委員長) なるほど、わかりました。はい、どうぞ。

(鈴木委員長代理) 今のお話も関係しますが、さっきのメイドインジャパンに対するお答えにもあったのですけれども、日本人全員が反省すべきことだというご指摘は全く同意なので、すね。だけれども、もしそうだとすれば、むしろ日本語版に書いていただいたほうがよかったのではないかと。英語版のほうに書いてあったものだから、海外の方は多分誤解されて、そこはちょっといかがですか。

(野村元委員) 私はそのご質問は全く本末転倒で、お言葉を返させていただければ、ではこの組織でこの報告書後に何の反省をやったのですかという質問に答えてから、それを言っていたきたいですね。まず最初に受け止めたとおっしゃるのであれば、そんな難癖をつける前に、この委員会で。私たちの報告書が出てからもう10日ぐらいたちました。日本人全体の問題だと受け止めましたとおっしゃるのであれば、何がこの委員会に問題があったのかということの反省項目が出てしかるべきではないですか。私たち日本人なので。そういう意味では反省なくしてわかったようなふりをするののほうが問題でありますし、また日本語に書いてないということをご批判すること自体がそれは逃げだと私は思います。

私はこの委員会こそ反省すべきだと思っていますし、反省項目が上がってこないような委員会であれば、それは全く、原子力を推進するには、やはり担い手としていかがなのかと国民は見ていると思いますよ。

ですから、やはりそれだけわかっておられるのであれば、ぜひこの後の議題を変えていただいて、自分たちの委員会ではなぜあの後委員長からのお電話で皆さん方が委員会としての活動を停止して、各自個人の行動にしましょうということをご同意されたのか。それから、尾本委員のほうなぜ東京電力に行かれて、実際にそこでサポートをするということ、委員会としては組織としてどう整理されていたのか、そういうことをやはりきちっと整理されたほうが私はいいと思います。

それから、助言チームというのはなぜ役に立たなかったのか、近藤委員長のところにアメリカからたくさんのご連絡があったのに、なぜ政府にそれがつながらなかったのか、もっとやるべきことがあったのではないかと。それは委員会として対応していれば外務省も動いたのではないかと。委員長からのお言葉だけであれば外務省は動かなかった、それはしょうがないと思いますけれども、委員会としての活動があつてしかるべきではなかったのか。いろいろな反省点があると思うのです。そういうことなくして、英語に書いた、日本語に書いたということをやってもしょうがありませんし、それは単に難癖をつけているだけだと私は理解します。

(鈴木委員長代理) 難癖をつけたつもりは全くありませんが、私自身が反省していることはもちろん間違いありませんし、それはご指摘のとおりで、原子力委員会として反省はもちろんあるところですが。

(野村元委員) それを言っていたいていいですか。

(鈴木委員長代理) 私が、今ですか。

(野村元委員) はい。

(鈴木委員長代理) これは今までにも私述べていますが、私自身は原子力の安全性については組織文化の研究しかしておりませんので、それでそれ以降は先ほどの申しました電気事業者のとりこではありませんが、電気事業者の言うことを信じて、それでどちらかというところと核不拡散、核セキュリティが重要だという、こちらのほうに重点を移して研究をしていたことについて大変反省しているということで、その点については、個人的にはそういう反省です。

原子力委員会としても、先ほど委員長が申しましたが、我々の中に安全の確保を旨としてということを行っているいろいろな提言はしているのですが、どうしてそれが担保されなかったのかということについては今も実は検討している最中でありまして、これについては原子力委員会の役割ということにつながりますので、そこは……

(野村元委員) 例えば報告書か何か出していただけののですよね。

(鈴木委員長代理) 報告書という形になるか、原子力委員会の決定となるかわかりませんが。

(野村元委員) それは原子力委員会全体としての反省というのは出していただけると。大体いつごろまでに。

(鈴木委員長代理) それはいつごろになるか、ちょっとまだ、実は今新大綱策定会議を中断しているという状況ですので、その理由の1つが今おっしゃった原子力委員会としても反省をします。それから、原子力政策大綱の位置付けをきちんとつけるということもありますので、その大綱をどうするかというところの中には幾つかそういう点が入ると思います。

(野村元委員) では、とりあえずこのきょうの会議のうちにいつまでに反省をされるのかというのを決定していただくようお願いしたいと思います。私たち一生懸命6カ月やりましたのでね。

(鈴木委員長代理) わかりました。

(野村元委員) ですからやはりね、私どものこの提言に対して多くの方々はこれを例えば委員長の言葉をうまく使ってそれをただ誹謗中傷することによって矮小化しようという動きが

ありますけれども、そんなことをされても、ここに残っていることを多くの国民は理解しているわけです。ですから、英文にどうだこうだとやる前に、やはり日本人全体は本当に反省すべきだというのであれば、原子力委員会としての反省報告書というのを私は1カ月以内に出していただきたいと思います。

(近藤委員長) それでは、きょうは大変お忙しいところお越しいただきまして、ご懇切なご説明とご議論をさせていただきました。私どもに対する忠告もいただきまして大変ありがとうございました。私どもとしましても十分そのお心を受け止めて、引き続き任務を全うしていきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(野村元委員) どうもありがとうございました。

(近藤委員長) それでは、次の議題。

(中村参事官) 2番目の議題でございます。アジア原子力協力フォーラム(FNCA)の原子力発電のための基盤整備に向けた取組に関する検討パネルの第4回会合が7月26日からタイのバンコクで開催されます。その開催につきまして、加藤調査員より説明いたします。

(加藤調査員) FNCA原子力発電のための基盤整備に向けた取組に関する検討パネル、第4回会合開催についてご説明いたします。

7月26日、27日、タイ・バンコクにて、表記検討パネル第4回会合を開催いたします。主催は内閣府、原子力委員会。それから、タイ側、ホスト国側のタイエネルギー省、エネルギー省エネルギー政策計画局、タイ科学技術省、タイ原子力技術研究所。参加予定国ですが、バングラデシュ、中国、インドネシア、日本、カザフスタン、韓国、マレーシア、モンゴル、フィリピン、タイ、ベトナムの11か国です。日本からは尾本委員が本パネル会合の会合議長として出席いたします。また、町FNCA日本コーディネータ等が出席する予定です。

会合の開催経緯と概要ですけれども、アジア原子力協力フォーラム(FNCA)は、我が国が主導するアジア地域の原子力技術の平和的で安全な利用を進めるためのフォーラムです。

アジア地域における原子力発電導入の動きを受け、2004年より地域における原子力発電の役割や原子力発電の導入、利用に関する協力について検討するパネルを開催しています。3年間の第1フェーズ、2年間の第2フェーズを経て、2009年より原子力発電に必要な基盤の整備について検討する第3フェーズを開始しまして、その第4回会合を今回

開催いたします。

昨年7月にはインドネシア・ジャカルタで開催した第3回会合で、昨年3月11日の東北地方太平洋沖地震・津波により発生した福島第一原子力発電所の事故を受け、事故の情報とそこから学んだ知見や教訓について共有しました。また、地震・津波に関する日中韓の安全対策についての現状紹介や今後のあり方について情報交換を行いました。

昨年12月には東京で第12回大臣級会合を開催しまして、FNCA各国の原子力施設への最高の安全基準の適用に向け、原子力安全の分野で協力を強化すること、また自然災害への対策の知見や、福島第一原子力発電所の事故の教訓を共有するよう決議しています。このため、今回も引き続き福島第一原子力発電所の最新情報を各国と共有するとともに、原子力災害における緊急時対応や、原子力利用に関するリスクコミュニケーション、人材育成等について各国における実例を共有し、課題や対策について議論を行います。

以下、別添ですけれども、別添1にプログラム案をつけております。セッションとしましては、福島第一原子力発電所事故に関する知見の最新情報、それから緊急時対応、立地評価、さらにリスクコミュニケーション、原子力損害賠償等を設けております。

続いて、別添2は今回会合の出席予定者一覧です。

それから、7ページ目以降は別添3としまして、FNCAの概要、それからこれまでの開催実績等を示しております。

以上で説明を終わります。

(近藤委員長) これはよろしくお願ひしますと申し上げればいいのか。

それでは、この議題これで終わります。

その他議題。

(中村参事官) その他でございます。事務局からはお配りしてある資料のご紹介をさせていただきます。資料第3号でございますけれども、これはご意見・ご質問コーナーに寄せられたご意見ご質問のうち、平成24年6月28日～平成24年7月11日までにお寄せいただいたご意見ご質問を整理してまとめたものでございます。今回このように整理しましたので、原子力委員会のホームページで公開いたします。

それから、資料第4号でございます。第23回定例会の議事録でございます。

それから、資料第5号でございます。第24回臨時会の議事録でございます。

以上です。

(近藤委員長) 先生方のほうで何か。

(鈴木委員長代理) ちょっと今の野村先生にご指摘いただいたことなのですが、私がちょっと質問の趣旨を野村先生に誤解された可能性があるので申しわけなかったと思うのですが。いずれにしても我々がやらなければいけないことはやらなければいけないことなのですが。メッセージとして日本全体の問題であるというメッセージと、それと個別の問題であるメッセージとが海外の方々に誤解されてはいけないのではないかとというご趣旨を出したかったのですが、ちょっと誤解されてしまったようで申しわけなく思っていますけれども。その件について、ちょっとだけ趣旨を明確にしたかったです。

以上です。

(近藤委員長) 今ご本人いないところで言っても余り意味がない。

(鈴木委員長代理) いらっしゃらないけれども、一応。

(近藤委員長) まだ政府の報告書は出てないのですけれども、この国会事故調の報告書が出まして、原子力委員会については何か言及があるかと思っていたのですけれども、先ほどご紹介のようにすべての日本人に、組織が反省することなくしては、根本的治療ができたことにならないということですね。私どもとしては、昨年の夏以来、何回か、関係者に根本原因についてご意見をいただいて、フリーディスカッションをしてきたところ、節目でもありますから、そういうものをまとめる作業をしてもいいのかなとも思ったりします。少しく皆さんでお考えいただいて、まとめ方をぎろんしましょう。ただ、先ほどご指摘のあった最初の1週間のオペレーションをどう考えるか、報告書は効果的ではなかったとさらりと書かれているのですが、他方で、そういう緊急時については委員会といえども委員長が仕切るべしという意見もあるほどに、どうあるのが適切かという議論はなかなか難しい、可能であったかもしれない選択肢を出して思考実験しておくのは大切とも思いますけれども。

それでは、きょうはこれで終わってよろしいですか。

それでは、終わります。

どうもありがとうございました。

(中村参事官) 次回のご連絡をいたします。第31回の原子力委員会定例会につきましては、7月24日、火曜日の10時半から、12階、いつもと場所が違います、1202会議室で開催いたします。

以上でございます。

—了—